

宜健介第 99 号-2
令和 2 年 4 月 22 日

宜野湾市指定

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者
地域密着型サービス事業者 各位

宜野湾市介護長寿課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のためのケアマネジメント業務について (通知)

みだしのことについて、厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等の人員配置等の臨時的な取扱いについて」等により、随時示されているところですが、本市の取扱い方針を下記のとおりとしますので、お知らせいたします

記

1. 基本的な対応方針

感染予防の観点から、利用者、家族、医療機関及び他事業所との連絡調整等について、電話・FAX・メール等で行うことを優先してください。やむを得ず対面で調整等行う場合については、十分な感染症対策を行ってくださいますようお願いいたします。

なお、この取扱いに基づき実施した事項については、減算や指導の対象にはなりません。

2. 各内容について

(1) アセスメント (初回除く)

本人、家族関係者等への電話等により、状況の把握に努めるようお願いいたします。アセスメントの内容は必ず記録をお願いいたします。事態の終息後に、課題の再把握に努めてください。

(2) 担当者会議

現在の状況から、本人・家族・各事業者に対しても、電話・FAX・メール等での照会により意見を求める対応を優先してください。内容については、記録を残してください。

(3) モニタリング

モニタリングの実施については、電話等での状況把握を行うことを優先させていただきます。その場合においても、モニタリングの方法・結果については支援経過記録等への記録は必ず行って下さい。

3. 期間

取扱いの期間については、今後の状況や厚労省通知に応じて、終了する時期をホームページにて通知させていただきます。

4. 留意事項

本通知は、宜野湾市の被保険者を想定としております。事業所の所在する保険者や、利用者の保険者より別途通知がある場合は、その内容での取扱いを可能とします。

宜野湾市介護長寿課
認定給付係
TEL:893-4411